

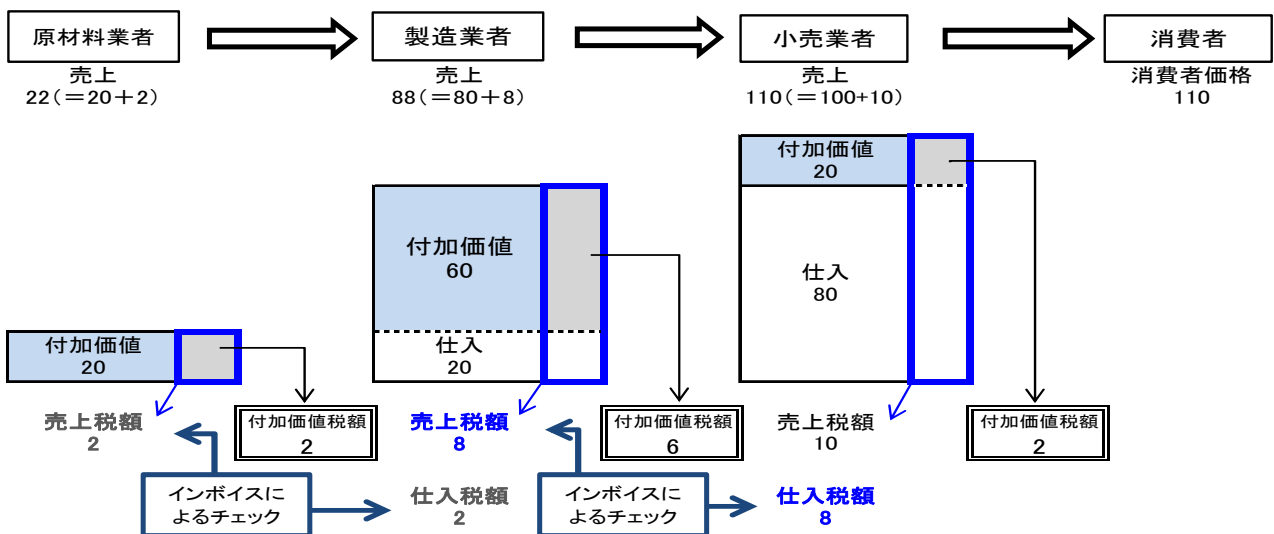
# インボイスなき軽減税率導入、消費税引き上げも先送りか？

常務執行役員 チーフエコノミスト 高田 創

12月12日、自民公明両党は消費税の逆進性を緩和するために食料品などに対する軽減税率導入を政治決定した。日本の消費税は、インボイスを用いていない世界でも珍しい付加価値税(VAT)である。軽減税率を導入する場合には、新たな益税を防ぐためにインボイスは不可欠になる。みずほ総合研究所は、軽減税率に関するインボイスの重要性や、消費税にからむ益税問題に関するレポートを発表している<sup>1</sup>。1989年に導入された消費税は中小企業に配慮した結果、益税の機会が多くなり、欠点の大きい設計であった。しかし、その後の改正で益税を縮小する数々の措置が実施された。今回、インボイスなしで軽減税率が導入されれば、これはこれまでの長年にわたる一連の益税対策の努力に大きく逆行する。2017年4月の消費税引き上げに伴う軽減税率の導入にあたっては、インボイスを用いず簡易な方式を行うこととされ、2021年にインボイスの導入を行うとされる。しかし、過去30年にわたる歴史のなか、インボイス導入が最大のハードルであったことを勘案すると、2017年に拙速に簡易な方式で軽減税率を導入するのではなく、税率の引き上げを遅らせてでも軽減税率の導入と引き換えに確実にインボイス導入を実現する選択肢もあるのではないか。

下記の図表はVATの税額計算とインボイスの役割を示すものだ。インボイスのあるVATでは、仕入税額控除にはインボイスが必要であるため、インボイスによるVATの鎖が形成され、それによって自己制御的(self-enforcing)に適正な課税が行われる。

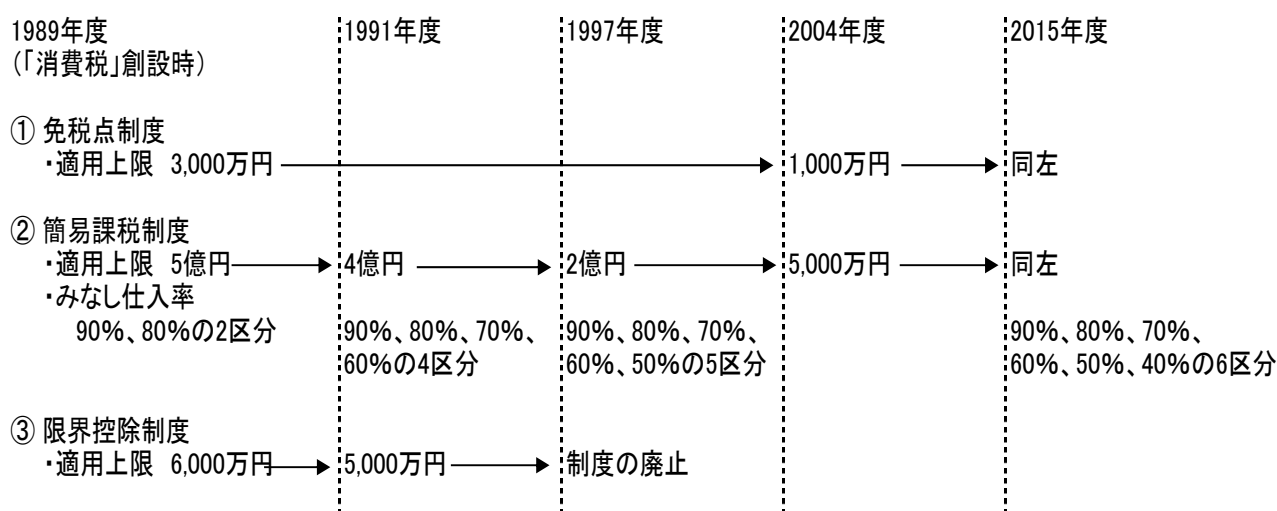
■図表：VATの税額計算とインボイスの役割



(注) 付加価値税は10%とする。  
(資料) みずほ総合研究所作成

日本では1980年代に消費税導入が2回も失敗したことで、中小企業者の協力を取り付けるためにインボイス導入を政府が諦めた。政府は不完全ながらもとりあえず消費税を導入し、徐々に修正する戦略をとったが、免税事業者に益税が発生し、納税者に不公平感が広がった。そこで、下記の図表に示されるように、1989年の消費税の創設以来、①免税点の引き下げ、②簡易課税制度の改正、③限界控除制度の見直しを行った。その結果、益税の規模は当初2兆円以上の水準から5分の1程度まで大幅に縮小したとみられ、税制改正としては大きな成果を残してきた。今では世界的に見ても課税ベースの広い優れたVATに成長した。

### ■図表：「消費税」の主な制度変更



(資料) 政府税制調査会資料よりみずほ総合研究所作成

今回の自公合意ではインボイスは2021年に導入とされている。しかし、消費税に関する過去のトラウマや現在まで続く零細事業者の消費税アレルギーを勘案すれば、軽減税率だけが導入され、インボイス導入が先送りされる不安も捨てきれない。今回のようなインボイスなき軽減税率導入は30年近い益税対策の逆行である。軽減税率導入という政治決断をインボイス導入の好機と捉えてこれを実行に移せば、軽減税率という煩雑でセカンドベストな政策ではあっても、その引き換えにインボイスによる課税適正化という果実を手にすることができる。インボイス導入という政治的に難しい問題が解決されるのであれば、たとえ軽減税率という問題点が多い政策が実施されたとしても、長期的にみれば消費税の成熟化にとってプラスになることもある。こうした観点から、軽減税率の導入はあくまでもインボイスの導入の引き換えであるべきではなかったか。

今回、公明党の主張を丸呑みする形で1兆円規模の軽減税率を容認すべく議論を政府が主導したのは、2016年の参院選で自民党が公明党からの支持を取り付けたいからだろう。同時に、2018年の自民党総裁の任期期限まで、景気に少しでもマイナスの影響を与える消費税率引き上げを先送りしたいとの本音も政権にあるのではないか。この場合、自動的に軽減税率の導入も先送りされることも念頭に置き、「空手形」にもなりうる軽減税率への大幅な譲歩を行った面もあるのではないか。

1 鈴木将覚「消費税の設計シリーズ(10)～インボイスの重要性～」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』2015年11月13日)  
鈴木将覚「消費税の設計シリーズ(11)～『消費税』導入の経緯と益税問題～」(みずほ総合研究所『みずほインサイト』2015年11月27日)を参照いただきたい。なお、消費税に関して、この1年余り「消費税の設計シリーズ」として議論を行っている。